

困った時に助けてくれる施設や制度がたくさんあります。

申請し利用して、育児と暮らしにゆとりをどうぞ。

利用する

①産前産後休業

どんなもの

勤めている女性にとって、出産前後の休暇が気になる場所です。

出産予定の女性労働者には産前・産後の休業制度が認められています。

産前休業については、請求することにより出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から取得することができます。

また、産後休業については、請求しなくても出産後8週間は取得できることになっています。

なお、産前産後休業中及び産後休業後30日間は労働者の解雇は労働基準法により全面的に禁止されています。

利用方法は

産前休業については、職場の担当者を通じて事業主に請求し、産後休業については、出産日を連絡して取得します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

◎その他の働く妊産婦の保護

どんなもの

働きながら安心して子供を産むことができるよう、妊産婦（妊娠中～産後1年を経過しない女性）は、請求することにより、労働基準法等で定められた次の制度を利用することができます。

- a. 軽易な業務への転換（妊婦のみ）
- b. 危険な有害な業務への就業を制限
- c. 時間外・休日労働、深夜労働の制限
- d. 変形労働時間制適用の制限
- e. 勤務時間中の健康診査の受診
- f. 主治医から指導を受けた場合の休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等の措置

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。（fについては、指導内容を的確に伝えるため「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用が望ましいです。）

〈問合せ先〉

a～dについては、最寄りの労働基準監督署 ※下欄

e、fについては、石川労働局雇用環境・均等室

公共職業安定所(ハローワーク)一覧

名称	所在地	電話番号	管轄区域
金沢公共職業安定所	〒920-8609 金沢市嶋和 1-18-42	(076)253-3030	金沢市、かほく市、河北郡
[津幡分室]	〒920-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4	(076)289-2530	かほく市、河北郡
小松公共職業安定所	〒923-8609 小松市日の出町 1-120	(0761)24-8609	小松市、能美市、能美郡
白山公共職業安定所	〒924-0871 白山市西新町 235	(076)275-8533	白山市、野々市市
七尾公共職業安定所	〒926-8609 七尾市小島町西部 2	(0767)52-3255	七尾市、鹿島郡
(羽咋出張所)	〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6	(0767)22-1241	羽咋市、羽咋郡
加賀公共職業安定所	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ 78-3	(0761)72-8609	加賀市
輪島公共職業安定所	〒928-8609 輪島市鳳至町島田 99-3	(0768)22-0325	輪島市、珠洲市、鳳珠郡
(能登出張所)	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3-2-2	(0768)62-1242	珠洲市、鳳珠郡のうち能登町

労働基準監督署一覧

名称	所在地	電話番号	管轄区域
金沢労働基準監督署	〒921-8013 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 3F	(076)292-7933	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、河北郡
小松労働基準監督署	〒923-0868 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 7F	(0761)22-4231	小松市、加賀市、能美市、能美郡
七尾労働基準監督署	〒926-0852 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 2F	(0767)52-3294	七尾市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡
穴水労働基準監督署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島キ 84 穴水地方合同庁舎 2F	(0768)52-1140	輪島市、珠洲市、鳳珠郡

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

※また、妊娠・出産及び育児に関する措置を利用したこと等による解雇等の不利益取扱いやハラスメントは男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により禁止されています。

②育児時間

どんなもの

出産後に職場復帰した後も授乳などの時間が欲しいという要望があります。

このために女性労働者は子どもが満1歳になるまで1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を労働基準法で定める休憩時間のほかに請求することができます。

利用方法は

職場の担当者を通じて事業主に請求します。

〈問合せ先〉

最寄りの労働基準監督署

※下欄

③育児休業

どんなもの

今の仕事を辞めずに一定期間だけ休んで、しばらく子育てしたいと思っている労働者（一定範囲の期間雇用者含む）は、男女にかかわらず子どもが満1歳（保育所に入れないなど一定の場合には1歳6か月さらに保育所に入れないなど一定の場合には2歳）になるまでの希望する期間、休業することができます。この間は申請することで社会保険料（厚生年金保険や健康保険）が会社・自己負担分ともに免除されます。また、父母ともに育児休業を取得すると、子どもが1歳2か月になるまで休業できます。（パパ・ママ育休プラス）

利用方法は

休業する1か月前（1歳6か月及び2歳の場合は2週間前）までに事業主へ書面で申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

◎育児休業給付金

どんなもの

育児休業を取りたいけれどその間は給与がもらえず生活が苦しくなるので考えてしまう人がいます。

このような人に一定の給付金を支給して、育児休業を取りやすく、復帰の援助をするのが育児休業給付です。対象は、雇用保険の一般被保険者で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合です。

〈支給額〉

休業中は、休業前賃金の67%を支給対象期間ごとに給付（ただし、休業開始から180日経過後は50%を給付）

利用方法は

初回の支給申請を行う日（育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日）までに育児休業給付受給資格確認票等必要書類を公共職業安定所（ハローワーク）に提出し、受給資格の確認を受けてから、事業主又は被保険者が2か月に一度、支給申請を行います。または受給資格の確認と初回の支給申請を同時に行うこともできます。

〈問合せ先〉

最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

☎資料15ページ

④ 短時間勤務制度

どんなもの

子が3歳未満の時期は子育てに特に手がかかるものです。特に保育所への送り迎えなど、子育ての時間を確保することが仕事を続けるために必要となってくることから、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者は、短時間勤務制度（原則として1日6時間）を利用することができます。

利用方法は

制度の内容や手続の方法は事業主が定めることとなっているので、職場の担当者に確認し、申し出ます。

〈問合せ先〉

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

⑤ 出産手当金

どんなもの

被保険者が産休中に、給与が出ない場合や減額される場合に標準報酬月額額の3分の2（支給額は支給開始される前1年間の標準報酬月額を基に決定します。詳しくは、協会けんぽへお問い合わせください。）を限度に、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までの範囲内で支給されます。

また、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日時点に出産手当金を受けている方、または受ける条件を満たしている方は、退職後も出産手当金を受けることができる場合があります。

〈利用方法・問合せ先〉

全国健康保険協会石川支部 ☎(076)264-7200

全国健康保険協会ホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

⑥ 出産育児一時金

どんなもの

嬉しいはずの出産も、その費用が気になる場所です。このため、協会けんぽの加入者が出産したとき、子

ども一人につき、42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は40万4千円）の一時金が受けられます。

①医療機関等への直接支払制度

出産育児一時金を協会けんぽから直接、医療機関等へ支払う方法で、病院の窓口に支払う出産費用を用意する負担が軽減されます。

②出産育児一時金請求

①を利用しなかった場合、協会けんぽから加入者へ出産育児一時金を支給します。また、①を利用した場合でも、出産費用が42万円（40万4千円）未満だった場合、協会けんぽから差額を支給します。

〈利用方法・問合せ先〉

全国健康保険協会石川支部 ☎(076)264-7200

全国健康保険協会ホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

⑦ 出産費貸付制度

どんなもの

協会けんぽの加入者で出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、出産予定日まで1か月以内の方、もしくは妊娠4か月（85日）以上の方で、病院・産院等に一時的な支払を要する方が利用できます。

貸付額・利率

出産育児一時金支給見込額の8割相当が限度（1万円単位）・無利率

※出産費貸付制度を利用した場合は、出産育児一時金の直接支払制度は利用できません。

〈利用方法・問合せ先〉

全国健康保険協会石川支部 ☎(076)264-7200

全国健康保険協会ホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

⑧ その他 仕事と育児の両立のための制度

どんなもの

- 3歳までの子を育てる男女労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。
- 小学校入学前の子を育てる男女労働者は、請求すれば、時間外労働の制限（1か月で24時間以下、または1年で150時間以下）や深夜業（22時から5時）の制限の適用を受けることができます。
- 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、子が1人の場合1年に5日まで、2人以上の場合1年に10日まで病気・けがをした子の看護や、予防接種・健康診断を受けさせるために、休暇を取得することができます。

利用方法は

- 所定外労働の免除については、開始の1か月前までに書面で事業主に請求します。
- 時間外労働・深夜業の制限については、開始の1か月前までに書面で事業主に請求します。
- 子の看護休暇制度については、原則、事前に請求しますが、当日の電話等の口頭の申出でも取得できます。

※各助成金は、予算の関係上変更になる場合がございます。

※各コースの支給額のうち、<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

※詳細は厚生労働省HPトップページから「両立支援等助成金」でサイト内検索してください。

両立支援等助成金

◎出生時両立支援コース(男性労働者の育児休業、育児目的休暇)

どんなもの

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取り組みによって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に支給します。

1人目の育休取得 (男性労働者)	中小企業	57万円<72万円>
	中小企業以外	28.5万円<36万円>
2人目以降の 育休取得 (男性労働者)	中小企業	育休5日以上: 14.25万円<18万円>
		育休14日以上: 23.75万円<30万円>
	中小企業以外	育休1か月以上: 33.25万円<42万円>
		育休14日以上: 14.25万円<18万円>
育休1か月以上: 23.75万円<30万円>	育休2か月以上: 33.25万円<42万円>	
	育休2か月以上: 33.25万円<42万円>	
育児目的休暇の 導入・利用	中小企業	28.5万円<36万円>
	中小企業以外	14.25万円<18万円>

◎育児休業等支援コース(育休取得時・職場復帰時)

どんなもの

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、以下の場合に中小企業事業主に支給します。(無期雇用者1回、期間雇用者1回の計2回)

育休取得時 労働者が育児休業を取得した場合(1企業2回まで)	28.5万円<36万円>
職場復帰時 育児休業取得者が復帰した場合(1企業2回まで)	28.5万円<36万円>
育児休業取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に 加算して支給

◎育児休業等支援コース(代替要員確保時)

どんなもの

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

支給対象労働者1人当たり	47.5万円<60万円>
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円<12万円>+加算

※1企業当たり1年度延べ10人まで 5年間

◎育児休業等支援コース(職場復帰後支援)

どんなもの

育児休業取得者が育児休業から復帰後に、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新

出産・育児のために労働者が利用できる制度

は女性のための制度

妊娠～	産前6週	産後8週	子が1歳まで	子が1～3歳	子が3歳～ 小学校入学まで
軽易な業務への転換(妊娠中)					
時間外・休日労働、深夜業の免除/変形労働時間制の適用制限/検診休暇/医師の指導による休業、勤務時間短縮・作業制限・通勤緩和、休憩等					
	産前休業	産後休業 (6週間まで強制休業)	育児時間(1日30分×2回)		
育児休業					
(一定の場合は1歳6か月及び2歳まで、夫婦で取得する場合は1歳2か月まで。出産した場合は産後休業後から)					
短時間勤務(1日6時間に短縮)所定外労働免除					
時間外労働の制限(月24時間、年150時間以下)/深夜業の免除/子の看護休暇制度					

たな制度導入などの支援に取り組んだ中小企業事業主に支給します。

制度導入	28.5万円<36万円>
制度利用	A: 看護休暇制度1,000円 <1,200円>×時間 B: 保育サービス費用補助制度 実質の2/3

※制度導入のみの申請は不可。AまたはBの制度いずれかについて1回のみ。
※制度利用は、3年以内5人まで。1企業当たりの上限は、A: 200時間<240時間>、B: 20万円<24万円>まで。

◎再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)

どんなもの

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

再雇用1人目	大企業 28.5万円<36万円> 中小企業 38万円<48万円>
再雇用2～5人目	大企業 19万円<24万円> 中小企業 28.5万円<36万円>

※上記の額を、継続雇用6か月後、継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給。

※制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用として6か月以上継続雇用すること。

(問合せ先・支給申請先)

石川労働局雇用環境・均等室

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

☎(076)265-4429

※両立支援等助成金について

令和元年度要件を掲載しております。

次年度の要件については、ホームページ等でご確認ください。

⑨児童手当

どんなもの

子どもを育てるには何かとお金がかかり、保護者の子育て費用負担が重くなっています。このため、中学校修了まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されるのが児童手当です。

(支給額)

3歳未満	15千円/月
3歳～12歳 第1・2子	10千円/月
3歳～12歳 第3子以降	15千円/月
13歳～15歳(中学生)	10千円/月

※収入が一定額以上の方に対しては、月額5千円を支給

利用方法は

各市町の児童福祉担当課へ申請してください。

(金沢市は、子育て支援課へ ☎(076)220-2285)

☎資料59ページ

(公務員の場合は、各職場へ申請)

ミニ情報

離婚などにより両親が生計を同じくしていない子どもを育てている父母、または養育者に支給される、児童扶養手当という制度があります。

そのほかにも、母子家庭や父子家庭を支援する様々な子育て支援制度がありますので、対象条件や申込方法など詳しい情報については各市町の児童福祉担当課または県少子化対策監室へお問い合わせください。
☎資料59ページ

10 プレミアム・パスポート

どんなもの

18才未満のお子さん（妊娠中も含む）が2人以上いる家庭を対象とし、パスポートを発行します。

利用方法は

パスポートを提示することで協賛店から各種割引などの特典が受けられます。

※プレミアム・パスポートの協賛店は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.i-oyacom.net/prepass/>

〈申請窓口〉

- ◆子育てにやさしい企業推進協議会（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団）
- ◆市役所・町役場窓口
- ◆県庁（少子化対策監室）
- ◆いしかわ就職・定住総合サポートセンター

11 いしかわエンゼルマーク運動

どんなもの

おむつ替えの設備の設置や、粗品プレゼント、親子で参加できるイベントの実施など、すべての子育て家庭を対象に企業・団体が子育て応援サービスを提供してくれるものです。

利用方法は

- チャイルド・プレミアム事業
毎月19日「県民育児の日」にお子さま1人以上同伴で協力店を利用した際に、各種割引や特典を受けられます。
- 親子ウェルカム活動
・授乳できるスペース、おむつ替えのスペース、ミルクを作るためのお湯やキッズスペースなどを利用できます。（赤ちゃんの駅含む）
・親子連れの買い物客に粗品のプレゼント、商品の割引、ポイント倍増など
- その他、子どもだけでなく親子で参加できる活動を行っている企業・団体があります。
※チャイルド・プレミアム協力店、赤ちゃんの駅は下記ホームページをご確認ください。
<https://www.i-oyacom.net/prepass/>

〈問合せ先〉

子育てにやさしい企業推進協議会
（事務局／（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団）
金沢市鞍月東2-1 石川県立総合看護専門学校1F
☎(076)255-1543

12 育児用品のリサイクル

どんなもの

成長の早い乳幼児の洋服などは、すぐに使えなくなってしまいます。そこで、資源の有効活用と育児費用の軽減を図るため、フリーマーケットや交換の場が開催されています。

〈開催・問合せ先〉

●育児用品リサイクルショップ

日 時 原則、毎月第4木曜日 10:30～12:00

会 場 いしかわ総合スポーツセンター

（金沢市稚日野町）

※都合により日程・会場は変更になることもあります。また出店者も募集しています。

詳しくは、下記ホームページをご確認下さい。

<https://www.i-oyacom.net/recycleshop/>

問合せ （公財）いしかわ結婚・子育て支援財団

☎(076)255-1543

13 かかりつけ医

どんなもの

乳幼児期の子どもは、曜日や時間にかかわらず、突然病気になったりケガをすることがあります。このような時でも、お子さんのいつもの様子や体質などを把握しているお医者さんが近くにいれば安心。それがかかりつけ医です。信頼できるかかりつけ医をもつようにしましょう。

利用方法は

まず、かかりつけ医に連絡し、連絡不能なときは家から近い診療所や病院へ直接連絡して下さい。

☎資料54ページ

ミニ情報①

石川県内のこどもの救急

●お医者さんに行く前に

・こどもの救急

～おとうさん、おかあさんのための救急ノート～
診療所や病院がお休みの夜間、日曜日、祝祭日などに、お子さんの具合が悪くなったらどうすればいいのかなど、迷ったときにはこのパンフレットを参考にしてください。

パンフレットは、石川県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryousupport/qqtel/>

・こどもの救急Webサイト

日本小児科学会のホームページ「こどもの救急」では、お子さんの症状をホームページ上でチェックすることで、お医者さんに行くか行かないかのめやすを示してくれます。

<http://kodomo-qa.jp/>

・小児救急電話相談

夜間、お子さんが急な病気や事故で心配なとき、家庭でどのように対処すればよいか、直ちにお医者さんに行く必要があるかについて、電話でアドバイスします。

【電話相談受付時間】午後6時～翌朝8時(365日、毎日実施しています)

【電話番号】#8000 または076-238-0099

※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はで

⑭子ども医療費の助成

どんなもの

子どもは病気にかかりやすく、若い世帯にとってその費用負担が大きくなっています。このようなときに支払った医療費を助成してくれるものです。

〈助成対象〉

中学生までの入・通院医療費
(高校生までのところもありますので、市町担当課に確認して下さい。)

〈自己負担額〉

・外来は1日上限500円(1医療機関あたり)
・入院は月1,000円
(市町によって、医療機関での支払いが不要、1か月分以上をまとめて診療を受けた月の末日以降に申請するなど制度が異なります。市町担当課に確認して下さい。)

きませんのであらかじめご了承ください。
※1回線のみ対応となりますので、簡潔にご相談ください。話し中の場合は恐れ入りますが、少し時間を置いておかけ直してください。
※対象者は15歳以下のお子さんに限ります。

●休日当番医

休日の応急的な医療や軽症の方に対応するため、地域の診療所等が当番で治療にあたっています。この当番医については、新聞や市町の広報などでご確認ください。

※「石川県医療・薬局機能情報提供システム」でも確認できます。

※当番医が小児科医であるとは限りません。

●休日夜間急患センター(365日毎日診療)

金沢広域急病センター(小児科・内科)

金沢市西念3丁目4番25号(金沢市駅西福祉健康センター1階)

☎(076)222-0099 FAX(076)222-5566

診療時間:午後7時30分~午後11時

南加賀急病センター(小児科・内科)

小松市向本折町60(小松市民病院南館1階)

☎(0761)23-0099 FAX(0761)23-0014

診療時間:月~土:午後7時~午後10時30分

日・休日等:午前9時~午後0時、午後1時~午後10時30分

※「休日等」とは、祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。

●お子さんが異物などを誤って飲み込んでしまった場合(公財)日本中毒情報センターの電話サービスが便利です。

中毒110番(一般専用:情報料無料)

大阪(072)727-2499(365日、24時間)

つくば(029)852-9999

(365日、午前9時~午後9時)

タバコ誤飲事故専用電話

(情報料無料、自動音声応答による一般向け情報)

大阪(072)726-9922(365日、24時間)

ミニ情報②

遠方から高度医療機関に入院し、治療している子どもの家族のため、低額(1,000~2,000円程度/日)で宿泊できる施設〈低額宿泊施設〉があります。全国各地にあり、付添いの休養、週末の家族の団らん、子どもの食事を作ったりすることができます。

〈問合せ先〉

一般社団法人石川県助産師会「ひだまりの家」担当者

どんなもの

仕事などで子どもの送迎ができない場合に、専門の研修を受けた乗務員が、あらかじめ保護者の方からご予約いただいたお子様のお一人での移動を支援するサービスで、通園、通学、塾や病院などへ安全・確実に送迎してくれるものです。

利用方法は

事業を実施しているタクシー会社へ事前にお申込みいただくと担当ドライバーの顔写真をお届けします。その後、利用する際に電話等で予約していただき、利用できます。

〈問合せ先〉

石川県タクシー協会 ☎(076)254-1348

〈利用料金〉

通常料金です。(一部事業者でサービス料必要)

〈実施事業者〉

石川県タクシー協会ホームページに掲載しています。
<http://www.taxi-ishikawa.jp/>

〈公費負担医療制度〉

制度名	内容	要件	窓口	備考
妊娠高血圧症候群など療養支援費	妊娠高血圧症候群及び糖尿病、心疾患、貧血、産科出血などの医療	・7日以上入院(上限21日) ・一定所得以上は対象外(詳細は右記窓口へお問い合わせください。)	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	
未熟児養育医療	出生時体重が2,000g以下のもの又は生活力薄弱で医師が入院養育を必要と認めたものの医療	・指定養育医療機関での入院治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	世帯の所得税額により自己負担あり
小児慢性特定疾病医療	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、脈管系疾患、骨系統疾患群に罹患している18歳未満の児童等の医療	・指定医療機関での治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の市町民税額による月額自己負担上限額の設定あり
育成医療	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓障害、腎臓障害、その他の内臓障害、免疫機能の障害など身体に障害のある18歳未満の児童に対し、手術などにより改善が見込まれる者の医療	・指定育成医療機関、担当医師による治療	市町役場 (金沢市は各福祉健康センター)	原則1割自己負担(世帯の市町民税額による月額自己負担上限額の設定あり)
補装具の交付及び修理	身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童に対する補装具の交付及び修理	・指定医師の指示のもとに指定業者で作成	市町役場	原則1割自己負担
療育医療	骨関節及びその他の結核に罹患し長期にわたり入院治療している18歳未満の児童の医療及び学習などに必要な物品の支給	・指定療育医療機関での入院治療	保健福祉センター 地域センター 金沢市は各福祉健康センター	世帯の所得税額により自己負担あり

16 ホームスタート

どんなもの

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。

週に一度、2時間程度、定期的に約2～3か月間訪問し滞在中は友人のように寄り添いながら「傾聴」

(気持ちを受け止めながら話を聴く)や「協働」(育児家事や外出を一緒にする)等の活動を行います。

親が心の安定を取り戻し、地域に踏み出して他の支援や人々とつながるきっかけづくりも支援します。

※妊娠前から利用できます。

※活動はフレンドシップを主としたものですので、ベビーシッターや家事代行はできません。

ホームページ(ホームスタートジャパン)

<http://www.homestartjapan.org/>

利用方法は

各実施施設で直接受け付けています。

(利用料金)

無料

(対象年齢)

6歳未満のお子さんがある家庭

(実施施設)

ホームスタートかが【NPO法人かもママ】

加賀市下河崎町79-2 ☎(0761)75-7933

ホームスタートはくさん【認定NPO法人おやこの広場あさがお】

白山市殿町39 ☎(076)275-8677

17 障害児に関する事業・児童福祉施設等

どんなもの

子どもの心身の成長について児童相談所や県保健福祉センター・市町などに相談し、特別な訓練・指導が必要となった場合に利用する事業及び施設です。

参照 児童相談所(50ページ)

県保健福祉センター(50ページ)

《通所しながらの利用》 ☎資料52ページ

児童発達支援(福祉型・医療型)

日々保護者の下から通所する障害児に、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。(医療型の場合は、併せて治療を行います。)

放課後等デイサービス

就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

《訪問支援》 ☎資料52ページ

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により通所が困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。

《入所しての利用》 ☎資料52ページ

障害児入所施設(福祉型・医療型)

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。(医療型の場合は、併せて治療を行います。)

《相談機関》

発達障害

自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などの発達障害の方々を中心として、発達上の悩みをお持ちの方やそのご家族等のための支援を行っています。

石川県発達障害支援センター

金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内 (076)238-5557

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/top.html>

(※メールでの相談等は行っておりませんのでご了承ください)

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

発達障害者支援センターパス

金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2F (076)257-5551

メール info@center-path.com

ホームページ <http://www.center-path.com>

月～土(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

〈市町発達相談センター〉

小松市 発達支援センターえぶりい (0761)24-8434

かほく市 こども発達相談支援センター(あおぞら内) (076)283-8890

野々市市 発達相談センター (076)248-1333

白山市 発達相談センター (076)276-8819

能美市 子ども発達支援センター (0761)58-8400

加賀市 こども育成相談センター (0761)73-0229

輪島市 発達支援室 (0768)23-0082

療育相談

在宅の知的障害児等の地域での生活を支えるため、専門的な療育指導を行います。

石川療育センター

金沢市上中町イ67番2 (076)229-3033

小松療育園

小松市瀬領町丁1番地2 (0761)46-1306

加佐ノ岬倶楽部

加賀市橋立町ふ23 (0761)75-1627

B'sサポート

白山市北安田町548番地2 (076)275-0656

サポートアムニティあらいぶ

羽咋郡宝達志水町小川式の部7-1 (0767)28-8820

障害児相談支援事業所

障害児通所支援を行う事業所を利用する場合、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。